

きずな収集について

現在の収集方法及び収集体制について

環境部 クリーンセンター業務課

本市では、平成23年6月から、親族や身近な人たちによるごみ出しの協力を得ることが難しく、自身でごみステーションまでごみを排出することが困難なひとり暮らしの高齢者又は障害者を対象に、自宅前までごみの収集に伺うきずな収集事業を実施しています。

きずな収集利用世帯数は下記の通りです。

	H31.3.31	R2.3.31	R3.3.31	R4.3.31	R5.3.31
利用世帯数	660	699	715	776	808

- きずな収集の収集方法

きずな収集は、直営の収集員が利用者の自宅前から直接ごみを収集します。利用者は、ホームヘルパーの協力のもとにごみを分別、週1回決まった曜日・時間に、所定の場所に（自宅玄関前やマンションのエントランスなど）排出します。これを直営の収集員が収集します。

利用者宅を戸別に訪問するため、収集はパッカー車ではなく小回りの利くミニダンプを使用し、希望者には、インターフォンを鳴らしたり、玄関先から直接声掛けしたりして、安否確認も併せて行っています。

- きずな収集の収集体制

令和4年度は、直営収集員2名1班で計5班、班長1名の11名体制で収集に当たっていました。令和5年度からは利用者増に対応するため、直営収集員2名1班で計6班、班長2名の14名体制に体制を強化しています。